

# 諸外国における非専門的・非技術的分野の外国人労働者受入れ制度（概要版）

	韓国	台湾	シンガポール	アメリカ	イギリス	オーストラリア	カナダ	フランス	ドイツ
非専門的・非技術的分野の外国人労働者受入れ制度の例	雇用許可制 (①一般雇用許可制(E-9ビザ)、②特例雇用許可制(H-2ビザ))	客工 (Guest Workers) 制度	労働許可 (Work Permit)	①季節農業労働者 (H-2Aビザ) ②農業以外の一時的・季節労働者 (H-2Bビザ)	季節労働者 (Seasonal Worker) ビザ	太平洋オーストラリア労働力モビリティ (Pacific Australia Labor Mobility)	①臨時外国人労働者プログラム ②農業ストリーム ③在宅介護者 ④季節労働者プログラム	①季節労働者 ②有期契約労働者、無期雇用契約労働者	①オペア ②季節労働者 ③家事使用人 ④西バルカンルール
制度概要	製造業、建設業、サービス業、農畜産業、漁業等の分野で、3年（1年10か月の延長可、1か月以上の一時帰国を経た再入国を含めれば最長9年8か月）在留可	家庭・施設介護者、家庭サービス労働者、製造業務、建設業務、海洋漁業務、畜産業業務の分野で最長12年（介護業は14年）在留可	建設業、製造業、海運業、石油化学産業、サービス産業、家事労働の分野で、最長14年～期間の定めなく在留可	農作業その他一時的、季節的、かつ国内労働者が不足している職業について、最長3年在留可	農業分野で最長6か月在留可	農業、園芸、宿泊、観光、接客業、食肉加工、漁業、介護の分野で、短期（最長9か月）又は長期（最長4年間）で在留可	①特定の分野に限定せず ②④農業、 ③介護分野で、 ①③最長2年、 ②④最長9か月在留可	特定の分野に限定せず、 ①6か月（※） ②1年間（更新可） 在留可 ※労働許可証は3年間有効だが、12か月間のうち6か月を超えて仏に滞在できない	①簡単な家事や子どもの世話で最長1年在留可 ②農業等で最長6か月在留可 ③最長3年在留可 ④2023年までの時限的措置
転職	①原則不可 ※ただし、以下の場合は転職可（回数制限あり）。 ●使用者による正当な理由での契約解除、雇用契約満了後の更新拒絶 ●使用者の休業・廃業・人権侵害等で就労継続不可 ●負傷等による当該事業所での就労継続不可 ②可	原則不可 ※既存の雇用主、外国人本人及び新雇用主の三者が合意すれば、雇用主の転換は可。	原則不可 ※家事労働を除き、労働許可証が有効な間は、既存の雇用主の同意があれば人材開発省へ申請した上で転職可。労働許可証の有効期限が切れる前の40～21日の間は、既存の雇用主の同意なしに転職可。	可 ※原則として事前に市民・移民局の承認が必要。	可 ※政府から認可を受けた労働者供給事業者により、斡旋が行われる。	—	①— ②— ③— ④可（本人の同意、送出国の駐カナダ代表及びカナダ雇用・社会開発局の承認に基づき可）	可	①— ②— ③可 ④—
家族帯同	×	×	×	○（就労×、就学○）	×（滞在中に英国で子どもが生まれた場合、家族滞在許可申請可）	短期労働者× 長期労働者○	①○ ②— ③— ④—	①× ②○	①× ②× ③— ④—

※本資料は「諸外国における非専門的・非技術的分野の外国人受入れ制度について」（技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議（第2回）参考資料2）の概要版である。